（東北防衛局企画部長）防衛技官　平松　友和
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構へ出向
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構労務部労務企画課長）　佐藤　憲行
防衛事務官（東北防衛局企画部次長）に採用する
（地方協力局提供施設課整備調整官）防衛部員　近藤　義行
防衛技官（北関東防衛局管理部長）に転任させる
（北関東防衛局管理部長）防衛技官　伊藤　誠
南関東防衛局管理部長に転任させる
（地方協力局地方協力企画課施設調整官（併）地方協力局地方調整課部員（併）地方協力局周辺環境整備課部員）防衛部員　照井　修
地方協力局地方調整課部員の併任を解除する
地方協力局周辺環境整備課部員の併任を解除する
防衛事務官（近畿中部防衛局管理部長）に転任させる
（大臣官房企画官）同　森田　輝也
防衛事務官（九州防衛局企画部次長）に転任させる
（地方協力局労務管理課企画官）防衛事務官　玉榮　一邦
沖縄防衛局管理部次長に転任させる
（沖縄防衛局調達部調達計画課長）防衛技官　儀保　忠光
名護防衛事務所長に転任させる
（人事教育局人事計画・補任課再就職審査室長）防衛部員　大堀　健
（経理装備局技術計画官付技術調査・交流室長）同　嶺　康晴
（防衛医科大学校病院事務部長）防衛事務官　**總**丸　洋
（技術研究本部航空装備研究所管理部長）同　岩本　幸成
（技術研究本部航空装備研究所管理部総務課長）同　横山　雄一
（技術研究本部陸上装備研究所総務課長）同　小樽　武
（技術研究本部艦艇装備研究所総務課長）同　安川　彰彦
（技術研究本部電子装備研究所総務課長）同　結城　裕
（技術研究本部先進技術推進センター企画業務室長）同　伊藤　英男
（技術研究本部研究開発評価官付評価管理官）防衛技官　片山　泰介
（技術研究本部陸上装備研究所システム研究部戦闘車両システム研究室長）同　勝山　好嗣
（技術研究本部電子装備研究所センサ研究部センサ統合研究室長）同　鈴木　茂
（装備施設本部総務課付）同　陶山　徹
（装備施設本部通信電気課長）防衛事務官　河野　清治
（装備施設本部誘導武器課長）同　髙橋　誠司
（装備施設本部会計課会計管理官）同　守井　昭一
（装備施設本部会計課監査室長）同　中嶋　英生
（装備施設本部調達企画課調達企画室長）同　青柳　博
（装備施設本部企業調査課品質管理企画室長）防衛技官　加藤　雄一
（装備施設本部電子音響課電子計算機室長）同　金子　寛久
（装備施設本部武器課弾火薬室長）同　風間　政人
（装備施設本部艦船課特殊艦船室長）同　邊見　雄三
（装備施設本部航空機第2課回転翼室長）同　塩山　泰聖
（装備施設本部輸入調達課有償援助調達室長）防衛事務官　五十嵐孝典
（装備施設本部調達企画課契約管理官）防衛技官　霜村　一夫
（装備施設本部原価管理課ライフサイクルコスト管理室長）同　鈴木　信丈
（北関東防衛局調達部次長）同　蒲生　正典
防衛装備庁へ出向させる（各通）（以上十月一日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３６６号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番14―505号
債務者　佐藤　忍
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０５号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目５番３号
成建ビル、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番９―403号
債務者　樋口　幹起
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２２号
札幌市手稲区前田９条11丁目７番33号　ゆたかマンションＢ－５号
債務者　水上　裕子（旧姓中島・千葉）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２７号
札幌市東区北18条東14丁目２番17―301号
債務者　鳥海久美子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４０号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番32―203号
債務者　時田　博之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５３号
札幌市中央区北５条西22丁目２番８―801号
債務者　渡辺　哲也（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１２号
札幌市南区簾舞６条２丁目６番６号
債務者　土井　剛
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部